

品川区防災まちづくり部所管公有地境界確定事務取扱要綱

平成 14 年 3 月 26 日

要綱第 28 号

改正 平成 17 年 10 月 20 日要綱第 89 号

平成 21 年 3 月 27 日要綱第 253 号

平成 24 年 3 月 31 日要綱第 113 号

平成 27 年 3 月 6 日要綱第 75 号

平成 28 年 2 月 12 日要綱第 30 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、防災まちづくり部所管の公有地に係わる境界確定事務処理の手続きおよび必要な様式を定めることにより、本事務の明確さと公平性を確保するとともに、適正かつ効率的な事務執行を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「区有地」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路、品川区有通路条例（昭和 58 年品川区条例第 31 号）による区有通路、品川区法定外公共物管理条例（平成 22 年品川区条例第 19 号）による法定外公共物、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）および品川区立公園条例（昭和 39 年品川区条例第 31 号）による都市公園、品川区立児童遊園の設置および管理に関する条例（平成 8 年品川区条例第 35 号）による児童遊園用地であって、防災まちづくり部の所管するものをいう。
- (2) 「境界確定」とは、区有地と隣接する土地について、当該土地所有者からの申請

により、品川区および関係土地所有者が協議を行い、合意された所有権の境界を書面に表し、自署・押印することにより当該土地と区有地の所有権の境界を確定することをいう。

- (3) 「土地境界図」とは、土地境界確定のための協議において、合意した所有権の境界を書面に表し、関係土地所有者が自署・押印をしたものをいう。
- (4) 「境界確認」とは、過去に行った境界確定のうち再標示が必要な箇所について、改めて境界確定の結果を標示し確認することをいう。
- (5) 「土地境界確認図」とは、土地境界確認のための協議において、確認した所有権の境界を書面に表し、関係土地所有者が自署・押印をしたものをいう。
- (6) 「公共物管理者」とは、道路法等の規定に基づき区有地を公共物として管理する者をいう。

(境界確定事務の実施)

第3条 品川区防災まちづくり部土木管理課長（以下「土木管理課長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は境界確定を行うものとする。

- (1) 区有地と隣接する土地の所有者から、土地境界確定申請書（第1-1号様式）または土地境界確認申請書（第1-2号様式）（以下これらを「申請書」という。）をもって、境界確定または境界確認の申請があったとき。
- (2) 公共物管理者が道路、河川等の公共物を管理するうえで、区有地と隣接する土地との境界を確定する必要がある場合で、公共物管理者から土地境界確定の依頼（第2号様式）があったとき。
- (3) 公共事業施行のため、区有地との境界を確定する必要がある場合で、その事業施行者である国、地方公共団体および地方公共団体等が設立母体となっている公社等で区長が特に認めた公共事業の施行者から境界確定の依頼（第2号様式）があったとき。

(申請者の範囲等)

第4条 境界確定の申請者（以下「申請者」という。）は、区有地に隣接する土地の所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 土地所有者が法人のとき。 その法人の代表者とする。ただし、法人が解散または破産等しているときは、清算人または管財人等とし、特殊法人にあっては、法律、定款、寄付行為に代表者として定める者とする。

(2) 土地所有者が死亡しているとき。 相続人全員とする。ただし、遺産分割協議書等で当該土地の相続人が特定されている場合は、その相続人（相続人が複数の場合は、相続人全員）とする。

(3) 土地所有者が親権者、成年後見人、保佐人、補助人等を必要とするとき。 法定代理人とする。この場合において、申請書に法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者記名のうえ、法定代理人が自署・押印して申請する。ただし、被保佐人または被補助人が申請する場合は、保佐人または補助人の同意書を添付する。

(4) 申請する土地が共有物のとき。 共有者全員とする。

(5) 申請する土地が信託財産のとき。 原則受託者とする。ただし、受益者が設定されている場合は、受託者および受益者の共同申請とし、信託契約に特別な定めがある場合は、その内容に従った申請とする。なお、申請書には信託目録の写しを添付する。

(6) その他の申請者による申請が必要なとき。 区長が認めた者とする。

2 申請者から委任を受けた者が、代理申請を行うときは、代理人に委任する事項を明記した委任状および代理人となる者の印鑑証明書を添付する。

3 申請する土地の所有権者が変更となり、新たな土地所有者がその申請を承継する場合には、土地所有者変更届（第10号様式）を提出する。

(申請の手続)

第5条 申請者は、申請書を土木管理課長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、境界確定に係わる事務を代行する者（以下「実務取扱者」という。）を置くことができる。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付する。

- (1) 印鑑証明書
- (2) 代表者事項証明書（法人の場合）
- (3) 相続を証する書面（相続人による申請の場合）
- (4) 土地の一部事項証明書または登記事項証明書
- (5) 地図（公図）の写し
- (6) 現況実測平面図
- (7) 現地案内図
- (8) その他参考となる資料

3 申請書の作成における詳細については、別途土木管理課長が定める。

(申請書の受理および担当職員)

第6条 土木管理課長は、申請者から提出された申請書の記入事項および添付書類を審査し、申請要件を満たした場合に申請書を受理する。ただし、申請要件を満たしていない申請書については、申請者または実務取扱者が補正を行い申請要件を満たしたときに申請書を受理するものとする。

2 土木管理課長は申請書を受理後、申請事案ごとに担当する職員（以下「担当職員」という。）を決定するものとする。

(受理することのできない申請書)

第7条 土木管理課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請書を受理してはならない。

- (1) 申請に係る土地（以下「申請地」という。）が係争中のものであるとき。
- (2) 申請地に区有地が隣接しないとき。
- (3) 申請要件を満たしていないため受理されなかった申請書で、申請要件の補正が行われていないとき。

（境界確定に伴う調査）

第8条 担当職員は境界確定に当たって、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 申請書に添付されている書類の内容についての確認および必要に応じて当該書類、その他の資料についての調査
- (2) 申請書に添付されている書類のほか、必要に応じて申請者に申請地の閉鎖土地登記簿および周辺土地の沿革等の調査結果を提出させること。
- (3) 提出された資料に基づく申請者、公共物管理者および関係土地所有者との境界線の調整および必要に応じて現地に出向いての現況調査
- (4) 現地立会いに先立つ調査、これに基づく境界線の仮設定および土地境界協議報告書（第5号様式）による係長への報告・確認

（境界立会いおよび報告）

第9条 申請者は、境界立会いに必要な関係土地所有者に立会いの同意を得たうえで、担当職員と立会日時を調整をする。

- 2 担当職員は、公共物管理者が品川区以外の場合、申請者と立会日時を調整する際、当該公共物管理者に確認のうえ、立会日を決定しなければならない。
- 3 担当職員は、決定した立会日時について、土地境界確定のための立会い依頼文書（第3号様式）により公共物管理者に連絡するとともに、申請者は関係土地所有者に連絡しなければならない。

この場合において、関係土地所有者が土地境界確定のための立会い依頼文書（第4号様式）による連絡を求める場合は、申請者を通じて土木管理課長に申し出なければならない

ない。

- 4 担当職員は、公共物管理者および関係土地所有者と、それぞれの主張する境界について、対等な立場で協議を行うものとする。
- 5 担当職員は、各申請事案について境界立会い終了後、その協議内容を記載した土地境界協議報告書（第5号様式）を作成し、速やかに係長を経由し土木管理課長に報告しなければならない。

（土地境界図の作成および提出）

第10条 申請者は、土地境界図作成方法に基づき土地境界図を作成し、申請者および関係土地所有者の立会場所・土地の地番、住所、氏名、立会年月日、合意年月日にそれぞれ本人が署名・押印（申請者にあつては実印とする。）した図面を作成し、提出しなければならない。ただし、遠隔者等で土地境界図に署名・押印することが困難なときは、合意書（第6号様式）に代えることができる。

- 2 申請者は、関係土地所有者から合意の押印を得た土地境界図（原図）1部および複写図（境界確定通知書により通知に必要な部数）を土木管理課長に提出するものとする。

（境界確定事案の決定）

第11条 土木管理課長は、申請者から土地境界図（原図）等の提出があつた場合は、境界確定について文書で決定する。

（境界確定の通知等）

第12条 土木管理課長は、第11条の規定により境界確定事案を決定したときは、区長名をもって申請者および関係土地所有者には境界（確定・確認）通知書（第7号様式）により、公共物管理者には境界（確定・確認）通知書（第8号様式）により、第3条第1項第3号に規定する公共事業施行者が申請人の場合には境界（確定・確認）通知書（第9号様式）により、それぞれ所有権の境界が確定した旨の通知をしなければならない。

（申請書の取下げ）

第 13 条 申請者が、既に申請してある申請書を取り下げる場合は、境界（確定・確認）申請書の取下書（第 1 1 号様式）を土木管理課長に提出する。

（協議不調事案等の処理）

第 14 条 土木管理課長は、次の各号に掲げる場合は、協議不調事案および協議不能事案として処理する。

- (1) 申請書の受理後、原則として 3 ヶ月を経過した時点で、現地における立会いが終了していないとき。 協議不調事案とする。
- (2) 現地における立会いが終了した後、原則として 2 ヶ月を経過した時点において、申請者から第 10 条第 2 項に定める土地境界図等が提出されないとき。 協議不調事案とする。
- (3) 申請書の受理後、申請者が第 4 条に定める申請者としての要件を欠くこととなったとき。 協議不能事案とする。

（書類の保存および管理）

第 15 条 土地境界図は電子化し、防災まちづくり部土木管理課（以下「土木管理課」という。）に設置した図面管理システムにおいて管理する。

- 2 土地境界確定に係る完結文書は所定の書庫において永年保存文書として保存する。

（土地境界図の閲覧および証明）

第 16 条 土木管理課が保有する土地境界図の閲覧および証明は、原則として原図から謄写した図面により行う。

- 2 土地境界図の閲覧、謄写および証明書交付の際の窓口における事務手順は、別途土木管理課長が定める。

（公共物管理者等からの依頼による境界確定）

第 17 条 公共物管理者等からの依頼による境界確定は、第 6 条から第 15 条までの定めを準用する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 17 年 10 月 20 日要綱第 89 号)

この要綱は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 21 年 3 月 27 日要綱第 253 号)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 24 年 3 月 31 日要綱第 113 号)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 27 年 3 月 6 日要綱第 75 号)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 28 年 2 月 12 日要綱第 30 号)

この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

品 川 区 長 あて

申 請 者(土地所有者)

住 所

氏 名

電 話

()

実印

代 理 人

住 所

氏 名

電 話

()

実印

実務取扱者

住 所

氏 名

電 話

()

印

担 当

土 地 境 界 確 定 申 請 書

私所有の下記土地と隣接する区有地との境界（地図写し記載の赤色線箇所等）を協議し、確定のうえ、土地境界図を取り交わすようお願いします。

記

土地の所在・地番 品 川 区 丁 目 番

記入事項 (1) 資料調書 (2) 申請目的 (3) 土地所有者調書

提出書類	(1) 印鑑証明書	1	部
	(2) 代表者事項証明書（法人の場合）	1	部
	(3) 相続を証する書面（相続人による申請の場合）	1	部
	(4) 土地の一部事項証明書または登記事項証明書	1	部
	(5) 地図（公図）写し	1	部
	(6) 現況実測平面図	1	部
	(7) 現地案内図	1	部
	(8) 境界確定に参考となる図書	1	部

-
- ◎ 区有地であることを確認のうえ、申請してください。
 - ◎ 既に境界確定が済んでいる箇所については、改めて境界確定を行う必要がありませんので、事前に境界確定の有無を調査のうえ、申請してください。
 - ◎ 申請書の作成要領は、裏面にあります。

◎ 申請書および提出書類は、以下の事項に注意して作成してください。

1 記入事項

(1)申請者(土地所有者)

申請者(土地所有者)は、現住所・氏名・電話を記入し、実印を押印してください。

また、土地所有者が複数人いる場合は、別紙にて現住所・氏名・電話を記入し、実印を押印してください。なお、別紙は申請書にとじ込み、申請者の契印を押印してください。

(2)代理人

土地所有者が代理人を指定するときは、代理人の現住所・氏名・電話を記入し、実印を押印のうえ、「委任状」および「印鑑証明書」を添付してください。

(3)実務取扱者

境界確定に係わる事務を代行する者を置く場合に記入してください。

(4)資料調書

土地所有者が自らの境界線を主張するために必要な資料を調査し、記入してください。

なお、申請に係る土地に隣接する区有地が道路敷の場合は路線番号を、また公園の場合は公園名を記入してください。

(5)申請目的

該当する申請目的の番号に○を付してください。

(6)土地所有者調書

申請に係る土地(箇所)の両隣および区有地を挟む反対側の土地について(向こう三軒両隣の範囲)土地登記簿等を調査し、記入してください。

なお、土地所有者が多く、記入欄に記入しきれない場合は、同じ様式で複数枚調書を作成し提出してください。

2 提出書類

(1)印鑑証明書

発行日から**3ヶ月以内**のものを添付してください。

(2)代表者事項証明書(法人の場合)

発行日から**3ヶ月以内**のものを添付してください。

(3)相続を証する書面

相続人(受遺者を含む。以下同じ。)による申請の場合は、**相続関係説明図**を作成し、**作成年月日、作成者氏名を記入し、作成者印を押印**のうえ、申請書に添付し、**相続人全員**で申請してください。

なお、既に遺産分割協議が終了し相続人が特定されている場合は、申請に係る土地の所有権を取得した相続人が申請し、遺産分割協議書の写しを申請書に添付してください。

いずれの場合も、申請時には相続を証する書面として、戸籍謄本および本籍記載の住民票で証明印があるもの、遺産分割協議書等の**原本を持参**してください。確認後お返しします。

(4)土地の一部事項証明書または登記事項証明書

土地の一部事項証明書または登記事項証明書は、発行日から**3ヶ月以内**のものを申請書に添付してください。証明書記載の住所と現住所が異なるときは、公的証明書で住所移転の経緯がわかる資料を申請書に添付してください。

また、申請者の権利関係が複雑な場合は、申請者としての当事者能力を有する事を確認できる書面を持参してください。

{ 例：親権を証する書面、差押物件に対する債権者の同意書、
破産管財人選任証書、その他裁判所の審判、判決、和解調書等 }

(5)地図(公図)の写し

法務局(登記所)備付けの地図(以下「公図」という)を謄写し申請書に添付してください。

公図は境界確定に必要な資料ですから、正確かつ広範囲に謄写し、**隣接土地所有者名(向こう三軒両隣の範囲)、所在、縮尺、方位、法務局(登記所)名、調査年月日および調査者氏名**を記入、押印してください。

なお、申請地は赤色で、近隣に参考となる土地境界図がある場合は、その箇所を青色で表示し、土地境界図番号を記入してください。

品 川 区 長 あて

申 請 者(土地所有者)

住 所

氏 名

電 話

()

実印

代 理 人

住 所

氏 名

電 話

()

実印

実務取扱者

住 所

氏 名

電 話

()

印

担 当

土 地 境 界 確 認 申 請 書

私所有の下記土地と隣接する区有地との境界（地図写し記載の赤色線箇所等）を確認のうえ、土地境界確認図を取り交わすようお願いいたします。

記

土地の所在・地番 品 川 区 丁 目 番

記入事項 (1) 資料調書 (2) 申請目的 (3) 土地所有者調書

提出書類	(1) 印鑑証明書	1	部
	(2) 代表者事項証明書（法人の場合）	1	部
	(3) 相続を証する書面（相続人による申請の場合）	1	部
	(4) 土地の一部事項証明書または登記事項証明書	1	部
	(5) 地図（公図）写し	1	部
	(6) 現況実測平面図	1	部
	(7) 現地案内図	1	部
	(8) 境界確認に参考となる図書	1	部

◎ 区有地であることを確認のうえ、申請してください。

◎ 申請書の作成要領は、裏面にあります。

◎ 申請書および提出書類は、以下の事項に注意して作成してください。

1 記入事項

(1)申請者(土地所有者)

申請者(土地所有者)は、現住所・氏名・電話を記入し、実印を押印してください。

また、土地所有者が複数人いる場合は、別紙にて現住所・氏名・電話を記入し、実印を押印してください。なお、別紙は申請書にとじ込み、申請者の契印を押印してください。

(2)代理人

土地所有者が代理人を指定するときは、代理人の現住所・氏名・電話を記入し、実印を押印のうえ、「委任状」および「印鑑証明書」を添付してください。

(3)実務取扱者

境界確認に係わる事務を代行する者を置く場合に記入してください。

(4)資料調書

境界線の確認に必要な資料を調査し、記入してください。

なお、申請に係る土地に隣接する区有地が道路敷の場合は路線番号を、また公園の場合は公園名を記入してください。

(5)申請目的

該当する申請目的の番号に○を付してください。

(6)土地所有者調書

申請に係る土地(箇所)の両隣の土地について土地登記簿等を調査し、記入してください。

なお、土地所有者が多く、記入欄に記入しきれない場合は、同じ様式で調書を複数枚作成し提出してください。

2 提出書類

(1)印鑑証明書

発行日から**3ヶ月以内**のものを添付してください。

(2)代表者事項証明書(法人の場合)

発行日から**3ヶ月以内**のものを添付してください。

(3)相続を証する書面

相続人(受遺者を含む。以下同じ。)による申請の場合は、**相続関係説明図**を作成し、**作成年月日、作成者氏名を記入し、作成者印を押印**のうえ、申請書に添付し、**相続人全員**で申請してください。

なお、既に遺産分割協議が終了し相続人が特定されている場合は、申請に係る土地の所有権を取得した相続人が申請し、遺産分割協議書の写しを申請書に添付してください。

いずれの場合も、申請時には相続を証する書面として、戸籍謄本および本籍記載の住民票で証明印があるもの、遺産分割協議書等の**原本を持参**してください。確認後お返しします。

(4)土地の一部事項証明書または登記事項証明書

土地の一部事項証明書または登記事項証明書は、発行日から**3ヶ月以内**のものを申請書に添付してください。証明書記載の住所と現住所が異なるときは、公的証明書で住所移転の経緯がわかる資料を申請書に添付してください。

また、申請者の権利関係が複雑な場合は、申請者としての当事者能力を有する事を確認できる書面を持参してください。

{ 例：親権を証する書面、差押物件に対する債権者の同意書、
破産管財人選任証書、その他裁判所の審判、判決、和解調書等 }

(5)地図(公図)の写し

法務局(登記所)備付けの地図(以下「公図」という)を謄写し申請書に添付してください。

公図は境界確認に必要な資料ですから、正確かつ広範囲に謄写し、**隣接土地所有者名、所在、縮尺、方位、法務局(登記所)名、調査年月日および調査者氏名を記入、押印**してください。

なお、申請地は赤色で、近隣に参考となる土地境界図がある場合は、その箇所を青色で表示し、土地境界図番号を記入してください。

品川区長 あて

公共事業施行者

土地境界（確定・確認）依頼書

下記のとおり、区有地と隣接する土地の境界（確定・確認）をしたいので、土地境界の（合意・確認）および（土地境界図・土地境界確認図）の取り交わしを依頼する。

記

- 1 依頼理由（事業内容等）
- 2 土地の所在・地番
- 3 添付図書
 - ① 土地所有者調書
 - ② 登記事項証明書（依頼地が有地番のとき）
 - ③ 現地案内図
 - ④ 地図（公図）写し
 - ⑤ 現況実測平面図
 - ⑥ 境界確定に参考となる図書（土地境界図・地積測量図・丈量図等）
- 4 担当者
課・係名
担当者名・電話
- 5 実務取扱者
会社名・住所
実務担当者名・電話

様

品川区長

土地境界（確定・確認）のための立会いについて（依頼）

貴職が、公共物（道路・水路）として管理している品川区有地と、これに隣接する土地との境界（確定・確認）について下記の要件で申請があり、現地において土地境界の立会いを行うこととなりました。

当日は、貴職の管理する敷地を確認のうえ立会いに入ることとなりますので、参画をよろしくお願いします。また、参考となる管理図面等をご持参ください。

なお、協議成立後は別紙により立会書の送付を併せて、お願いします。

記

・申請者（代理人）

・実務取扱者

・申請地の所在
および地番

品川区 丁目 番

・立会日時 年 月 日

午前・午後 時 分

担当 品川区 防災まちづくり部 土木管理課 境界確定係
電話 03-5742-6787

様

品川区長

土地境界（確定・確認）のための立会いについて（依頼）

品川区 丁目 番の土地所有者 様から、品川区有地との境界（確定・確認）の申請があり、現地において立会協議を行うこととなりました。

つきましては、あなた様の所有する下記土地と品川区有地との境界について協議が必要になりますので、お手数ですが立会いをお願いいたします。

また、立会いに参考となる図面等がありましたら当日ご持参ください。

記

・申請者（代理人）

・実務取扱者

・貴所有地の所在

および地番 品川区 丁目 番

・立会日時 年 月 日

午前・午後 時 分

担当 品川区 防災まちづくり部 土木管理課 境界確定係
電話 03-5742-6787

第5号様式（第8条、第9条関係） 土地境界協議報告書

完了確認印		土木管理課長 印			境界確定係長 印				
申請地	受理番号	品防土・申第 号			申請者				
	受付日	年 月 日			実務取扱者				
土地地番		品川区 丁目 番							
資料調査	確定図								
	整理図	区画整理図	西大崎地区・第5地区・第6地区・第26地区・第26地区第2			道路幅員	m (間)		
		耕地整理図名					m (間)		
	港湾局移管図・一般査定図・地界図 (第 号)・丈量図・地積測量図 (地番)						m (間)		
	沿道関係者資料・公図・旧公図・旧道路台帳・公文書館資料・官報 (告示)・認定改廃ファイル (No. 号)								
建築概要書・細街路図 (第 号)・その他資料									
年	月	日	資料調査	打合せ	立会	その他	処理経過	担当者印	係長印
立会者摘要	品川区								
	公共物管理者								
	関係者								
摘要		境界 区域			図番号 園		区 第		号

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

品 川 区 長 あて

土地所有者
住 所
氏 名

印

合 意 書

私が所有する下記の土地と、隣接する品川区有地（ 敷）との境界は、別添図面に表示のとおり合意します。

記

- | | | | | |
|---|-----------|-----|----|---|
| 1 | 土地所在・地番 | 品川区 | 丁目 | 番 |
| 2 | 確 認 日 | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 記 名 押 印 日 | 年 | 月 | 日 |

注意：別添図面とは契印願います。

様

品川区長

境界（確定・確認）通知書

年 月 日現地において、立会いを行った下記土地との境界は、別添（土地境界図・土地境界確認図）（写）のとおり（確定・確認）したので通知します。

記

土地所在および地番

品川区 丁目 番

境界図番号

第 号

発第 号
年 月 日

公共物管理者

様

品川区長

境界（確定・確認）通知書

公共物の敷地として貴職が管理している下記の品川区有地の境界は、別添（土地境界図・土地境界確認図）（写）のとおり（確定・確認）したので通知します。

記

品川区有地の所在および地番

品川区 丁目 番

地先ほか（土地境界図・土地境界確認図）のとおり

境界図番号

第 号

公共事業施行者

様

品川区長

土地境界（確定・確認）通知書

年 月 日付で貴職より依頼のあった土地境界（確定・確認）の件については、年 月 日関係土地所有者と立会協議の結果、別添（土地境界図・土地境界確認図）（写）のとおり（確定・確認）したので通知します。

記

土地所在および地番

品川区 丁目 番

境界図番号

第 号

年 月 日

品川区長 へ

新土地所有者

住 所
氏 名
電 話

実印

土地所有者変更届

この度、下記土地の所有権を取得しましたので、お届けします。
つきましては、所有者変更事案として引き続き処理するよう依頼します。

記

1. 土地の所在

2. 旧土地所有者

3. 所有権変更登記年月日 年 月 日

4. 添付書類

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 印鑑証明 | 1 部 |
| (2) 資格証明書（法人の場合） | 1 部 |
| (3) 土地の一部事項証明書または登記事項証明書 | 1 部 |
| (4) 新土地所有者調書 | 1 部 |

品 川 区 長 あて

住 所
氏 名

実印

境界（確定・確認）申請書の取下げについて

年 月 日付で提出しました、私の所有する下記の土地と、これに隣接する品川区有地との土地境界（確定・確認）申請書については、都合により取下げます。

記

土地所在および地番

品川区

丁目

番